「介護保険料の納付

頃までに、決定通知書により年間の確 定保険料額をお知らせします。 旬頃までに、普通徴収の人は7月中旬 に分かれます。特別徴収の人は8月上 徴収(納付書・口座振替)の2つの方法 特別徴収(年金からの天引き)と普通

る場合がありますので、ご注意くださ また、特別徴収と普通徴収を併用す

○特別徴収となる場合

額が年間18万円以上の人は、日本年金 機構などの年金支払者が、年金の定期 支払(偶数月)の際に保険料を差し引き 老齢(退職)、遺族、障害年金の受給

以上でも、 は普通徴収となります ※ただし、年金の受給額が年間18万円 次のいずれかに該当する人

- の市区町村から転入した場合 年度途中で、65歳になった場合や他
- 場合 ・年度途中で、年金の受給が始まった
- らの天引が中止されます 険料の減額決定を受けた場合(年金か ・年度途中で、所得更正などにより保
- が普通徴収となります) 険料の増額決定を受けた場合(増額分 年度途中で、 所得更正などにより保

- なった場合 年金の一時差し止めや支給停止に
- 場合 年金担保貸付金の返済が開始された

○普通徴収となる場合

ストアなどで納めます。 から送付される納付書により、 または指定金融機関、コンビニエンス 特別徴収の対象にならない人は、 市役所 市

した月の翌月納期分からとなります。 ださい。振替開始の時期は、申込みを 口座振替を希望する人は、納付通知 直接金融機関の窓口にお申込みく 預金通帳、届出印をご持参のう

介護保険料の減免

す。 予や減免を受けられる場合がありま の納付が困難な人は、保険料の徴収猶 災害などの特別な事情により保険料

す。 険料の減額を受けられる場合がありま 全額を負担することが困難な人は、 また、特に生活が困窮し、 保険料

相談ください。 請が必要となりますので、 なお、 減免などを受けるためには由 お早めにご

■介護保険料を滞納した場合

措置が講じられます。 るときに、 た場合、 特別な事情もなく保険料の滞納が続 未納の期間に応じて、 介護保険サービスを利用す 次の

が支払われます。 負担し、申請によりあとで保険給付分 ビスに係る費用の全額をいったん自己 1年以上滞納すると、 介護保険サー

差し引かれる場合があります。 られ、その中から滞納保険料相当額が 付分の一部または全部が一時差し止め 1年6か月以上滞納すると、 保険給

ビスに係る費用の自己負担割合が引き 2年以上滞納すると、介護保険サー

> す。 ス費などの支給も受けられなくなりま 上げられ、 高額介護(介護予防)サービ

|40歳から4歳までの人 (第2号被保険者)の 介護保険料

法により決められ、医療保険料と合わ せて納めます。 加入している医療保険ごとの算定方

す。 する月)の分から、 65歳になった月(誕生日の前日 直接市へ納付する方法に変わりま 医療保険料とは別 「の属



介護保険について便利帳 利用の手引きになっ ていま また くは右記2次元コ ドからご覧ください。

安中市役所 ☎027-382-1111